

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第1部門第2区分
【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2005-500127(P2005-500127A)

【公表日】平成17年1月6日(2005.1.6)

【年通号数】公開・登録公報2005-001

【出願番号】特願2003-522406(P2003-522406)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/04 (2006.01)

A 6 1 F 2/84 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 2/04

A 6 1 M 29/02

【手続補正書】

【提出日】平成17年8月3日(2005.8.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

患者の肥満を治療する装置であって、

患者の食道の末端の領域に位置決め可能な制限デバイスを備え、この制限デバイスは食物の流れを制限して、食道から胃への食物の流れの速度が、この制限デバイスが無いときに食道から胃へ食物が移動する速度よりも遅くなるように寸法付けされている装置。

【請求項2】

請求項1記載の装置において、前記制限デバイスが、基端開口及び末端開口を有する管状の囊であって、この囊は、前記基端開口が患者の食道の末端に配置されたときに、前記末端開口が胃の基端領域へ開口して、食物を食道から前記囊を通じて前記基端開口へ通過させて胃の基端領域へ至るように指向させるべく寸法付けられている装置。

【請求項3】

請求項1記載の装置において、前記基端開口が、前記末端開口の径よりも大きな径を有する装置。

【請求項4】

請求項2記載の装置において、前記囊が、概ね漏斗形状を有する装置。

【請求項5】

請求項2記載の装置において、前記囊が、概ね皿形形状を有する装置。

【請求項6】

請求項2記載の装置において、前記囊が、約30乃至55ccの範囲の容積を有する装置。

【請求項7】

請求項2記載の装置において、前記囊が、患者が一回に摂取できる食物の量を制限するよう寸法付けられている装置。

【請求項8】

請求項2記載の装置において、前記囊が、ポリマーから形成されている装置。

【請求項9】

請求項2記載の装置において、前記囊が、ポリエステルから形成されている装置。

【請求項 10】

請求項 2 記載の装置において、前記囊が、ステンレス鋼から形成されている装置。

【請求項 11】

請求項 2 記載の装置において、前記囊が、潰れた姿勢から膨張姿勢へ自己膨張性である装置。

【請求項 12】

請求項 11 記載の装置において、前記囊が、形状記憶材料から形成されている装置。

【請求項 13】

請求項 12 記載の装置において、前記形状記憶材料が、ニチノールである装置。

【請求項 14】

請求項 12 記載の装置において、前記形状記憶材料が、形状記憶ポリマーである装置。

【請求項 15】

請求項 2 記載の装置において、前記囊が、コイルから形成されている装置。

【請求項 16】

請求項 2 記載の装置において、前記囊が、メッシュから形成されている装置。

【請求項 17】

請求項 2 記載の装置において、前記囊が、前記基端開口に縫合リングを含む装置。

【請求項 18】

請求項 2 記載の装置において、胃の基端領域内に位置決め可能なケージを更に含み、前記囊は、前記末端開口が前記ケージの内室へ延出するように、前記ケージの前記基端部分に取り付け可能である装置。

【請求項 19】

請求項 2 記載の装置において、食道の末端領域内に位置決め可能なアライメントチューブを更に含み、このアライメントチューブは、前記囊の基端へ取り付け可能な末端を含む装置。

【請求項 20】

請求項 2 記載の装置において、前記囊が、摂取された食物に実質的に影響されない材料から形成された側壁を含む装置。